平成２２年（フ）第１２２０６号
東京都豊島区西池袋２―26―４、住民票上の住所東京都北区十条仲原４丁目９―18
債務者　熊谷　睦男
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２２３号
東京都練馬区早宮３丁目49―14―302
債務者　藤本　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２２５号
東京都清瀬市野塩２丁目387―22―604
債務者　今　　章子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２４４号
東京都板橋区赤塚１丁目８―16―205
債務者　武田精二郎
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２４５号
東京都板橋区大谷口北町27―２　飯塚方
債務者　廣船　元直
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６５号
東京都江戸川区興宮町６―５―102
債務者　金子　隆雄
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６６号
東京都足立区梅島３丁目17―15―102
債務者　柳　　珠里
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６７号
東京都立川市若葉町４丁目25―１―10―203
債務者　原　　喜子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２７３号
神奈川県横浜市港北区鳥山町892　Ｃ―102
債務者　漆田　麻紀
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２７５号
東京都江戸川区清新町２丁目８―３―303
債務者　佐々木正央
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２７７号
東京都台東区浅草４丁目27―８―505
債務者　秋元　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２７８号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井２丁目２―287
債務者　関口　　郷
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２７９号
東京都新宿区中井１丁目４―３―201
債務者　大平　薫久
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２８２号
埼玉県ふじみ野市南台１丁目13―17
債務者　丹野　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８９号
横浜市南区大岡１丁目29番８―403号
債務者　山口　介誠
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８９０号
横浜市南区大岡１丁目29番８―403号
債務者　山口　真美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部